『第６期豊中市障害福祉計画』の概要

第１章　計画の基本方向（p.１）

計画の位置づけ（p.３）

・障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」

・障害児・者の支援において切れめのない支援に向けた取組みを進めるため「障害児福祉計画」と一体的に策定

・豊中市における自立支援給付に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、及び障害のある児童を対象とする各種支援事業等の実施にあたっての考え方と必要サービス量の見込みを示すとともに、その確保のための方策を定めるもの

計画の対象（p.５）

障害のある人：障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

※障害：身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害（政令に基づき厚生労働大臣が定める難病などによる障害を含む）

計画期間（p.６）

令和３年度(2021年度)～令和５年度(2023年度)（３年間）

計画の基本的な考え方（p.７）

・国の基本方針や大阪府の基本的な考え方をふまえるとともに、『豊中市第五次障害者長期計画』で掲げる基本理念、施策の基本目標等の実現に向けて、障害福祉サービス等の提供に努めるものとする。

第２章　障害のある人を取り巻く状況（p.11）

障害のある人の状況（p.11）

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は、令和２年(2020年)３月時点で21,080人(重複含む)であり、人口総数に占める割合は5.26％。

計画の実施状況（p.25）

・『第５期豊中市障害福祉計画』で、重点取組として位置づけた「生涯を通じた切れめない相談支援体制の充実」、「一般就労への移行支援と工賃向上」、「多様な住まいの確保」、「障害者施設ネットワークの強化」、「地域生活への移行の支援」について、相談支援体制の再検討、グループホーム整備の促進等に取り組んだ。

・就労継続支援（Ｂ型）事業所における平均工賃額を除き、成果目標を達成する見込み。

市民の意識（p.36）

・18歳以上のサービス利用者、サービス未利用者、18歳未満の障害のある市民、施設入所者、通所受給者証を持つ児童を対象に実施した市民アンケート調査結果。

・市内障害者関係団体10団体に対する就労、生活環境、相談支援、福祉サービス等についてのヒアリング調査結果。

今後の施策推進に向けた課題（p.51）

・施設入所者の地域移行における地域側の受け皿として、グループホームと短期入所についてサービス提供体制のさらなる充実が必要。

・「保健、医療、福祉関係者による協議の場」について、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、具体的な目標の設定と評価の仕組みづくりに向けて協議を進めていく必要がある。

・障害の重度化や8050問題など地域生活における不安が高まるなか、地域生活支援拠点の提供体制の拡充に向けた検討を進める必要がある。

・就労定着支援について、サービス利用を促進していく働きかけが必要であるとともに、就職後の生活環境の変化に伴い生じる課題に対応するため相談支援体制の周知、利用が求められる。

・他分野の福祉制度とも連携し、生涯を通じた切れめのない支援が必要であり、関係機関等と協力しながら、複合的な課題を抱える世帯の多様なニーズに応えるための体制づくりが求められている。

・市職員の対応等の向上とともに、事業者等のサービスの質の向上にも取り組み、市全体として適正な障害福祉サービスの提供に努めることが必要。

第３章　成果目標と達成に向けた取組み（p.55）

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標 令和５年度(2023年度)末

・入所者数　221人

・地域生活への移行者数　14人

・削減数　４人

○地域生活支援拠点が運営する「地域移行調整会議」で地域移行状況の把握、課題解決に向けた取組みを実施する。

○「障害者グループホーム整備方針」に基づきグループホームの整備を促進する。

○豊中市居住支援協議会と連携し、障害のある人が民間賃貸住宅に円滑に入居できるような支援を検討する。

○地域移行が可能な障害者支援施設入所者の把握、地域資源や利用可能な制度の周知、ピアサポーターの活用等を通じて地域移行への意欲向上に努める。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標 令和５年度(2023年度)

・精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数　316日

・精神病床の１年以上入院患者数　245人

・退院率　入院後３か月時点：69％、６か月：86％、１年：92％

○保健所とも連携しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するための体制づくりを推進する。

○地域移行が可能な精神科病院長期入院者について、利用可能な制度周知を行う。

〇長期にわたり精神科病院に入院していると地域生活についてのイメージが持ちにくいことから、当事者同士のつながりをつくるピアサポート等を実施する。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標 令和５年度(2023年度)末

・地域生活支援拠点等　１拠点以上確保（整備済）

・地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証・検討　年１回以上

○緊急時における短期入所の受入れについて市域の事業所と検討を進める。

○市域の「障害支援力」を高める人材育成や、そのための研修を実施する。

○「重度医療的ケア支援スキル啓発事業」、「医療的ケアのある重症心身障害者支援にかかる施設運営補助」を実施し、医療的ケアの必要な重症心身障害のある人の日中活動の場の開拓に努める。また、豊能圏域重症心身障害児者連絡会議にて議論を進め、広域的に対応する仕組みを検討する。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

成果目標 令和５年度(2023年度)

・年間一般就労移行者数　153人

就労移行支援：127人、就労継続支援Ａ型：17人、Ｂ型：9人

・一般就労移行者の就労定着支援事業の利用率　７割以上

・就労定着支援の就労定着率　７割以上

・就労継続支援（Ｂ型）事業所における平均工賃額　10,978円

○就労定着支援の整備とサービス利用の促進を図る。

〇パンフレット等で相談支援制度の周知を行い、生活上の支援を強化し、定着率向上につなげる。

○「豊中市による障害者就労支援施設等からの物品及び役務の調達方針」に基づき調達を推進するとともに、市職員あっせん販売時の購入者からの感想や商品の改善点を障害者就労支援施設等に伝える。

○障害のある人の工賃向上のため、福祉的就労の場の物品・サービスの販売の拡大等について、日中活動事業者連絡会等とともに検討する。

（６）相談支援体制の充実・強化等

成果目標 令和５年度(2023年度)

・相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保

・基幹相談支援センターの設置（設置済）

○「支援手帳」の周知・活用、「支援手帳」取得者への定期的な生活状況確認を引き続き実施する。

○市委託相談支援事業所が担当する圏域の分け方についての再検討を行い、多機関連携がスムーズに行えるよう、日常生活圏域を意識した新体制を構築する。

○地域及び他市への実態調査を行い、支援体制の現状を把握する。また、市委託相談支援事業所へのヒアリング等により相談支援事業における問題点を整理し、よりよい体制を構築する。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標 令和５年度(2023年度)

・サービスの質を向上させるための体制の構築

・報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起、報酬の審査体制の強化等の取組み、指導権限を有する者との協力連携、

適正な指導監査等の実施

○大阪府その他の機関等による、障害者総合支援法や障害福祉サービス、請求制度に関する市職員向け研修等に参加する。

○障害福祉サービス等事業者の指導・監査等にかかる関係課・機関等と連携し、指導監査の適正な実施とその結果の情報共有、請求審査結果の分析等を通じて、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上を推進する。

〇報酬請求エラーの多い項目について、集団指導等の場で注意喚起を行う。

第４章　障害福祉サービスの見込量（p.67）

令和元年度(2019年度)実績

訪問系サービス 月57,536時間分

短期入所 月2,237人日分

生活介護 月19,838人日分

療養介護 月51人分

自立訓練 月523人日分

就労移行支援 月2,823人日分

就労継続支援Ａ型　月4,619人日分

就労継続支援Ｂ型　月7,471人日分

令和５年度(2023年度)見込

訪問系サービス 月66,946時間分

短期入所 月3,064人日分

生活介護 月21,889人日分

療養介護 月52人分

自立訓練 月618人日分

就労移行支援 月3,640人日分

就労継続支援Ａ型　月5,269人日分

就労継続支援Ｂ型　月9,025人日分

（サービス見込量）＝（実利用見込者数）×（1人当たり月平均利用量[日数･時間]）

・平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)のサービス利用実績の伸びを次の３年間の見込量に反映。

・令和２年度(2020年度)実績は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値とする。

第２期豊中市障害者グループホーム整備方針　　必要見込量　及び　整備促進案

第６章　計画の推進に向けて（p.139）

推進体制(p.139)

・庁内、国・大阪府、市民、関係機関・団体、事業者等と連携強化を図りながら、地域社会全体で計画を推進。

計画の進行管理(p.140)

・各施策や事業の実施状況について庁内、「豊中市障害者施策推進協議会」等において年度毎に点検・評価を行い、各施策の充実・見直しについての検討を進める。